



競争入札参加資格に関する等級

いいね!

ツイート

更新日：2021年3月1日

建設工事

越谷市建設工事入札参加資格に関する規則（平成元年規則第15号）第2条の規定に基づく資格の等級は下表のとおりです。経営事項審査の総合評定値及び本市独自の評価点（工事成績評定に基づく発注者別評価点）の合計値により格付けするものです。本市独自の評価点については、[発注者別評価点（主観点）の採用について](#)をご覧ください。

等級	A	B	C	D
土木一式工事 ほ装工事	900以上	900未満 750以上	750未満 650以上	650未満
建築一式工事	950以上	950未満 750以上	750未満 600以上	600未満
上記以外の工事	1,000以上	1,000未満 800以上	800未満 650以上	650未満

関連資料

越谷市建設工事入札参加資格に関する規則（抜粋）
（審査事項）

第16条 資格審査会は、建設工事については建設業法第27条の23に規定する経営事項審査及び市長が別に定める発注者別評価により審査するものとする。

2 資格審査会は、業務委託については越谷市物品購入等入札参加資格に関する要綱(平成12年告示第52号)第6条に規定する等級格付の方法により審査するものとする。

物品販売、印刷及び製造請負、業務委託（設計・調査・測量、土木施設維持管理を含む）、賃貸借業務、物品の売払い

越谷市物品購入等入札参加資格に関する要綱（平成12年告示第52号）第2条の規定に基づく資格の等級は下表のとおりです。契約の種類ごとに、次の審査項目1から7の数値の合計値により格付けするものです。

等級	A	B	C
各審査項目の合計値	70以上	70未満 50以上	50未満

審査項目（経営規模及び経営状況）